

第二級総合無線通信士「法規」試験問題

25問 2時間30分

A－1 次の記述は、無線局の種別及びその定義について述べたものである。電波法施行規則（第4条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 海岸局 船舶局、 A 又は航路標識に開設する海岸局（船舶自動識別装置により通信を行うものに限る。）と通信を行うため陸上に開設する移動しない無線局（航路標識に開設するものを含む。）をいう。
- ② 基地局 B との通信（陸上移動中継局の中継によるものを含む。）を行うため陸上に開設する移動しない無線局（陸上移動中継局を除く。）をいう。
- ③ 船舶局 船舶の無線局（人工衛星局の中継によってのみ無線通信を行うものを除く。）のうち、無線設備が C のみのもの以外のものをいう。
- ④ 航空局 D と通信を行うため陸上に開設する移動中の運用を目的としない無線局（船舶に開設するものを含む。）をいう。

	A	B	C	D
1	船舶地球局	陸上移動局	レーダー	航空機局又は航空機地球局
2	遭難自動通報局	陸上移動局	遭難自動通報設備又はレーダー	航空機局
3	船舶地球局	陸上移動局又は携帯局	レーダー	航空機局
4	遭難自動通報局	陸上移動局又は携帯局	遭難自動通報設備又はレーダー	航空機局又は航空機地球局

A－2 総務大臣から無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人が、許可に係る無線設備を運用するために執らなければならない手続きに関する次の記述のうち、電波法（第18条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線設備の変更の工事を行った免許人は、その工事の結果を記載した書面を添えてその旨を総務大臣に届け出た後でなければ、許可に係る無線設備を運用してはならない。
- 2 無線設備の変更の工事を行った免許人は、申請書に、その工事の結果を記載した書面を添えて総務大臣に提出し、総務大臣の許可を受けた後でなければ、その許可に係る無線設備を運用してはならない。
- 3 無線設備の変更の工事を行った免許人は、登録検査等事業者（注）の検査を受け、無線設備の変更の工事の結果が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合していると認められた後でなければ許可に係る無線設備を運用してはならない。
注 電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項の登録を受けた者をいう。
- 4 無線設備の変更の工事を行った免許人は、総務省令で定める場合を除き、総務大臣の検査を受け、当該無線設備の変更の工事の結果が許可の内容に適合していると認められた後でなければ、許可に係る無線設備を運用してはならない。

A－3 次に掲げる業務書類のうち、電波法施行規則（第38条）の規定に照らし、国際航海に従事する船舶の義務船舶局であって国際通信を行う船舶局に備え付けを要しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約及び無線通信規則
- 2 無線従事者選解任届の写し
- 3 海岸局及び特別業務の局の局名録
- 4 海上移動業務及び海上移動衛星業務で使用する便覧

A－4 次の記述は、無線局（特定無線局を除く。）の運用開始及び休止の届出について述べたものである。電波法（第16条）及び電波法施行規則（第10条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 免許人（包括免許人を除く。以下同じ。）は、免許を受けたときは、遅滞なくその無線局の運用開始の期日を総務大臣に届け出なければならない。ただし、総務省令で定める無線局については、この限りでない。
- ② ①により届け出た無線局の運用を A 以上休止するときは、免許人は、その休止期間を総務大臣に届け出なければならない。休止期間を変更するときも、同様とする。
- ③ ①のただし書により運用開始の届出を要しない無線局は、次の(1)から(8)までに掲げる無線局以外の無線局とする。

(1) 基幹放送局

(2) B であって、電気通信業務を取り扱うもの、海上安全情報の送信を行うもの又は2,187.5kHz、4,207.5kHz、6,312kHz、8,414.5kHz、12,577kHz、16,804.5kHz、27,524kHz、156.525MHz若しくは156.8MHzの電波を送信に使用するもの

(3) 航空局であって電気通信業務を取り扱うもの又は航空交通管制の用に供するもの

(4) C

(5) D

(6) 航空地球局（航空機の安全運航又は正常運航に関する通信を行うものに限る。）

(7) 標準周波数局

(8) 特別業務の局（携帯無線通信等を抑止する無線局、道路交通情報通信を行う無線局及びA3E電波1,620kHz又は1,629kHzの周波数を使用する空中線電力10ワット以下の無線局を除く。）

	A	B	C	D
1	1箇月	船舶局	気象援助局	海岸地球局
2	6箇月	船舶局	無線航行陸上局	船舶地球局
3	1箇月	海岸局	無線航行陸上局	海岸地球局
4	6箇月	海岸局	気象援助局	船舶地球局

A－5 次の記述は、無線設備から発射される電波の強度に対する安全施設について述べたものである。電波法施行規則（第21条の3）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線設備には、当該無線設備から発射される電波の強度（注）が電波法施行規則別表第2号の3の2（電波の強度の値の表）に定める値を超える場所（A）に取扱者のほか容易に出入りすることができないように、施設をしなければならない。ただし、次の(1)から(4)までに掲げる無線局の無線設備については、この限りではない。

注 電界強度、磁界強度、電力束密度及び磁束密度をいう。

- (1) B 以下の無線局の無線設備
- (2) C の無線設備
- (3) 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、臨時に開設する無線局の無線設備
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、この規定を適用することが不合理であるものとして総務大臣が別に告示する無線局の無線設備

	A	B	C
1	人が通常、集合し、通行し、その他出入りする場所に限る。	平均電力が20ミリワット	移動する無線局
2	人が出入りするおそれのあるいかなる場所も含む。	平均電力が50ミリワット	移動する無線局
3	人が通常、集合し、通行し、その他出入りする場所に限る。	平均電力が50ミリワット	移動業務の無線局
4	人が出入りするおそれのあるいかなる場所も含む。	平均電力が20ミリワット	移動業務の無線局

A－6 船舶に設置する無線航行のためのレーダーの条件に関する次の記述のうち、無線設備規則（第48条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 その船舶の無線設備、羅針儀その他の設備であって重要なものの機能に障害を与え、又は他の設備によってその運用が妨げられるおそれのないように設置されるものであること。
- 2 指示器は、表示面における不要の表示であって雨雪によるもの、海面によるもの及び他のレーダーによるものを減少させる装置を有すること。
- 3 指示器の表示面に近接した位置において電源の開閉その他の操作ができるものであり、当該指示器の操作をするためのつまみ類は、容易に見分けがついて使用しやすいものであること。
- 4 指示器は、船首方向を表示することができること（極座標による表示方式のものに限る。）。
- 5 電源投入後、5分以内に完全動作状態にすることができるものであり、また、その状態から送信準備状態にすることができ、かつ、送信準備状態から20秒以内に完全動作状態にすることができるものであること。

A－7 次の記述は、海上移動業務の無線局の無線設備の操作について述べたものである。電波法（第39条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 電波法第40条（無線従事者の資格）の定めるところにより無線設備の操作を行うことができる無線従事者（義務船舶局等の無線設備であって総務省令で定めるものの操作については、船舶局無線従事者証明を受けている無線従事者。以下同じ。）以外の者は、無線局（注）の無線設備の A （以下「主任無線従事者」という。）として選任された者であって③によりその選任の届出がされたものにより監督を受けなければ、無線局の無線設備の操作（簡易な操作であって総務省令で定めるものを除く。）を行ってはならない。ただし、 B 無線従事者を補充することができないとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。
注 アマチュア無線局を除く。以下同じ。
- ② C の操作その他総務省令で定める無線設備の操作は、①の本文にかかわらず、電波法第40条の定めるところにより、無線従事者でなければ行ってはならない。
- ③ 無線局の免許人は、主任無線従事者を選任したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

A	B	C
1 操作及び管理を行う者	船舶の運航計画の変更のため	モールス符号を送り、又は受ける無線電信
2 操作及び管理を行う者	船舶が航行中であるため	無線電信
3 操作の監督を行う者	船舶が航行中であるため	モールス符号を送り、又は受ける無線電信
4 操作の監督を行う者	船舶の運航計画の変更のため	無線電信

A－8 海岸局及び船舶局の運用に関する次の記述のうち、電波法（第52条から第54条まで及び第57条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 海岸局又は船舶局は、遭難通信を行う場合を除き、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならない。
- 2 海岸局又は船舶局を運用する場合においては、遭難通信を行う場合を除き、無線設備の設置場所、識別信号、電波の型式及び周波数は、免許状に記載されたところによらなければならない。
- 3 海岸局又は船舶局を運用する場合においては、遭難通信を行う場合を除き、空中線電力は、次の(1)及び(2)の定めるところによらなければならない。
(1) 免許状に記載されたものの範囲内であること。
(2) 通信を行うため必要最小のものであること。
- 4 海岸局又は船舶局は、無線設備の機器の試験又は調整を行うために運用するときは、なるべく擬似空中線回路を使用しなければならない。

A－9 次の記述は、海上移動業務の無線局の聴守義務について述べたものである。電波法（第65条）及び無線局運用規則（第42条から第43条の2まで）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① デジタル選択呼出装置を施設している船舶局及び海岸局であって、F1B電波2,187.5kHz、4,207.5kHz、6,312kHz、8,414.5kHz、12,577kHz若しくは16,804.5kHz又は A 156.525MHzの指定を受けているものは、常時、次の(1)から(4)までに掲げる周波数のうち、当該無線局が指定を受けているもので、聴守をしなければならない。
- (1) F1B電波2,187.5kHz
(2) F1B電波8,414.5kHz
(3) F1B電波4,207.5kHz、6,312kHz、12,577kHz及び16,804.5kHz（船舶局の場合にあつては、これらの電波のうち、時刻、季節、地理的位置等に応じ、適当な海岸局と通信を行うため適切な B とする。）
(4) A 156.525MHz
- ② 海岸局については、F3E電波156.8MHzの指定を受けているものは、 C 、その周波数で聴守をしなければならない。

	A	B	C
1	F1B電波	一の周波数	常時
2	F2B電波	二の周波数	常時
3	F1B電波	二の周波数	その運用義務時間中
4	F2B電波	一の周波数	その運用義務時間中

A－10 次の記述は、無線局の無線電話通信における一般通信方法について述べたものである。無線局運用規則（第16条、第18条、第19条の2、第21条、第22条及び第58条の11）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線電話通信における通報の送信は、 A 行わなければならない。
- ② 無線局は、相手局を呼び出そうとするときは、電波を発射する前に、受信機を最良の感度に調整し、自局の発射しようとする B によって聴守し、他の通信に混信を与えないことを確かめなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信を行う場合は、この限りでない。
- ③ 呼出しは、 C をおいて2回反復することができる。呼出しを反復しても応答がないときは、少なくとも3分間の間隔をおかなければ、呼出しを再開してはならない。
- ④ 無線局は、自局の呼出しが他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、 D ならない。
- ⑤ ④の通知をする無線局は、その通知をするに際し、分で表わす概略の待つべき時間を示すものとする。

	A	B	C	D
1	語辞を区切り、かつ、明瞭に発音して	電波の周波数	2分間の間隔	その空中線電力を低減して、呼出しを行わなければ
2	受信者が筆記できる程度の速さで	電波の周波数その他必要と認める周波数	1分以上の間隔	その空中線電力を低減して、呼出しを行わなければ
3	語辞を区切り、かつ、明瞭に発音して	電波の周波数その他必要と認める周波数	2分間の間隔	直ちにその呼出しを中止しなければ
4	受信者が筆記できる程度の速さで	電波の周波数	1分以上の間隔	直ちにその呼出しを中止しなければ

A－11 次の記述は、1 2 1. 5 MH z の電波の使用制限について述べたものである。無線局運用規則（第 1 5 3 条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

1 2 1. 5 MH z の電波の使用は、次の(1)から(6)までに掲げる場合に限る。

- (1) A の航空機局と航空局との間に通信を行う場合で、B が不明であるとき又は他の航空機局のために使用されているとき。
- (2) 捜索救難に従事する航空機の航空機局と遭難している船舶の船舶局との間に通信を行うとき。
- (3) 航空機局相互間又はこれらの無線局と航空局若しくは船舶局との間に共同の捜索救難のための呼出し、応答又はC の送信を行うとき。
- (4) 1 2 1. 5 MH z 以外の周波数の電波を使用することができない航空機局と航空局との間に通信を行うとき。
- (5) 無線機器の試験又は調整を行う場合で、総務大臣が別に告示する方法により試験信号の送信を行うとき。
- (6) (1)から(5)までに掲げる場合を除くほか、急を要する通信を行うとき。

A	B	C
1 急迫の危険状態にある航空機	遭難通信又は緊急通信に使用する電波	通報
2 航行中の航空機	遭難通信又は緊急通信に使用する電波	準備信号
3 急迫の危険状態にある航空機	通常使用する電波	準備信号
4 航行中の航空機	通常使用する電波	通報

A－12 遭難通信に関する次の記述のうち、電波法（第 5 2 条及び第 6 6 条）及び無線局運用規則（第 8 1 条の 5）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

- 1 遭難通信とは、船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥った場合に遭難信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。
- 2 船舶局は、デジタル選択呼出装装置を使用して送信された遭難警報を受信したときは、直ちにこれをその船舶の責任者に通知するとともに、海上保安庁に通報しなければならない。
- 3 無線局は、遭難信号又は電波法第 5 2 条（目的外使用の禁止等）第 1 号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、遭難通信を妨害するおそれのある電波の発射を直ちに中止しなければならない。
- 4 海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局は、遭難通信を受信したときは、他の一切の無線通信に優先して、直ちにこれに応答し、かつ、遭難している船舶又は航空機を救助するため最も便宜な位置にある無線局に対して通報する等総務省令で定めるところにより救助の通信に関し最善の措置を執らなければならない。

A－13 船舶局無線従事者証明の効力の継続が認められる無線局の無線設備の操作（注）に関する次の記述のうち、電波法施行規則（第 3 4 条の 1 2）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の 1 から 5 までのうちから一つ選べ。

注 電波法第 3 9 条第 1 項本文の総務省令で定める義務船舶局等の無線設備の操作を除く。

- 1 海岸地球局の無線設備の操作
- 2 1 5 6. 8 MH z の周波数の電波を具備する海岸局の無線設備の操作
- 3 船舶地球局の無線設備の操作
- 4 1 5 6. 5 2 5 MH z の周波数の電波を具備する船舶局の無線設備の操作
- 5 船舶の航行の安全に密接な関係のある通信を行うための無線局の無線設備であって、総務大臣が別に告示するものの操作

A－14 次の記述は、遭難警報に対する応答について述べたものである。無線局運用規則（第81条の8）の規定に照らし、
 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。
 なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

船舶局は、遭難警報を受信した場合において、これに応答するときは、当該遭難警報を受信した周波数と関連する無線局運用規則第70条の2（使用電波）第1項第3号に規定する周波数の電波を使用して、 A により、次の(1)から(6)までに掲げるものを順次送信して行うものとする。

- (1) B （又は「遭難」） 1回
- (2) C 3回
- (3) こちらは 1回
- (4) 自局の識別信号 3回
- (5) 受信しました 1回
- (6) B （又は「遭難」） 1回

A	B	C
1 無線電話	メーデー	遭難警報を送信した無線局の識別信号
2 デジタル選択呼出装置	ディストレス	遭難警報を送信した無線局の識別信号
3 デジタル選択呼出装置	メーデー	各局
4 無線電話	ディストレス	各局

A－15 船舶局無線従事者証明に関する次の記述のうち、電波法（第79条の2及び第81条の2）及び電波法施行規則（第43条の4）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣は、電波法を施行するため必要があると認めるときは、船舶局無線従事者証明を受けている者に対し、船舶局無線従事者証明に関し報告を求めることができる。
- 2 総務大臣は、船舶局無線従事者証明を受けた者が電波法第48条の3（船舶局無線従事者証明の失効）第1号又は第2号に該当する疑いのあるときは、その者に対し、総務省令で定めるところにより、当該船舶局無線従事者証明の効力を確認するための書類であって総務省令で定めるものの提出を求めることができる。この書類は次の(1)から(4)までのいずれかのものとする。
 - (1) 船員法施行規則第39条の規定により地方運輸局長の証明した船員手帳記載事項証明書
 - (2) 海岸局又は船舶局の免許人の証明した経歴証明書
 - (3) 電波法第48条の3第1号の訓練の課程を修了したことを証する書類
 - (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、これらに準ずる書類であって総務大臣が別に告示するもの
- 3 総務大臣が求める船舶局無線従事者証明の効力を確認するための書類の提出期限は、総務大臣がその提出を求めた日から起算して3月を経過した日とする。
- 4 総務大臣は、船舶局無線従事者証明の効力を確認するための書類の提出を求められた者が当該書類を提出しないときは、その船舶局無線従事者証明の取消しの処分を行う。この証明の取消しの処分を受けた者は、処分を受けた日から1月以内にその証明書を総務大臣に返納しなければならない。

A－16 次の記述は、無線業務日誌に記載する時刻について述べたものである。電波法施行規則（第40条）の規定に照らし、
 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。
 なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

無線業務日誌に記載する時刻は、次の(1)及び(2)に掲げる区別によるものとする。

- (1) 船舶局、航空機局、船舶地球局、航空機地球局又は国際通信を行う A においては、 B （国際航海に従事しない船舶の船舶局若しくは船舶地球局又は国際航空に従事しない航空機の航空機局若しくは航空機地球局であって、
 B によることが不便であるものにおいては、 C によるものとし、 D こと。）
- (2) (1)以外の無線局においては、 C

	A	B	C	D
1	海岸局	協定世界時	中央標準時	あらかじめ総務大臣の許可を得る
2	航空局	協定世界時	中央標準時	その旨表示する
3	海岸局	中央標準時	協定世界時	その旨表示する
4	航空局	中央標準時	協定世界時	あらかじめ総務大臣の許可を得る

A－17 送信局の許可書に関する次の記述のうち、無線通信規則（第18条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 送信局は、その属する国の政府が適当な様式で、かつ、無線通信規則に従って発給する許可書がなければ、個人又はいかなる団体においても、設置し、又は運用することができない。
- 2 許可書を有する者は、国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定に従い、電気通信の秘密を守ることがを要する。
- 3 移動局及び移動地球局に発給された許可書の検査を容易にするため、許可書の本文は、自国語及び国際電気通信連合の業務用語の一によって記載されたものでなければならない。
- 4 許可書には、局が受信機を有する場合には、受信することを許可された無線通信以外の通信の傍受を禁止すること及びこのような通信を偶然に受信した場合には、これを再生し、第三者に通知し、又はいかなる目的にも使用してはならず、かつ、その存在さえも漏らしてはならないことを明示又は参照の方法により記載していなければならない。

A－18 GMDSS（注）における海岸局、船舶局等の聴守に関する次の記述のうち、無線通信規則（第31条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。
 注 海上における遭難及び安全に関する世界的な制度

- 1 GMDSSにおいて聴守の責任を有する海岸局は、海岸局及び特別業務の局の局名録において公表された情報に示す周波数で、及びこれに示す時間中自動のデジタル選択呼出しの聴守を維持しなければならない。
- 2 GMDSSにおいて聴守の責任を有する海岸地球局は、宇宙局が中継する遭難警報のために無休の自動の聴守を維持しなければならない。
- 3 船舶局は、海上にある間、その設備を有する場合には、その船舶局が運用している周波数帯の適切な遭難及び安全のための呼出周波数で自動のデジタル選択呼出しの聴守を維持しなければならない。また、船舶局は、その設備を有する場合には、船舶向けの気象警報、航行警報その他の緊急な情報の送信を自動受信するため適切な周波数で聴守を維持しなければならない。
- 4 無線通信規則第7章（遭難通信及び安全通信）の規定に適合する船舶局は、海上にある間常時、周波数156.8MHz（VHFチャンネル16）で聴守を維持しなければならない。

A－19 遭難通報等を受信した海岸局及び船舶局の執るべき措置に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第 8 1 条の 7）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

- 1 船舶局は、遭難通報を受信した場合において、その船舶が救助を行うことができず、かつ、その遭難通報に対し他のいずれの無線局も応答しないときは、遭難通報を送信しなければならない。
- 2 海岸局は、遭難呼出しを受信した周波数で聴守を行った場合であって、その聴守において、遭難通報を受信し、かつ、遭難している船舶又は航空機が自局の付近にあることが明らかであるときは、直ちにその遭難通報に対して応答しなければならない。
- 3 船舶局は、遭難通報、携帯用位置指示無線標識の通報、衛星非常用位置指示無線標識の通報、搜索救助用レーダートランスポンダの通報、搜索救助用位置指示送信装置の通報又は航空機用救命無線機等の通報を受信したときは、直ちにこれをその船舶の責任者に通知しなければならない。
- 4 海岸局は、遭難通報、携帯用位置指示無線標識の通報、衛星非常用位置指示無線標識の通報、搜索救助用レーダートランスポンダの通報、搜索救助用位置指示送信装置の通報又は航空機用救命無線機等の通報を受信したときは、遅滞なく、これを遭難に係る船舶を運行する者に通知しなければならない。

A－20 次の記述は、航空移動業務の一般的な通信手続について述べたものである。無線通信規則（第 4 5 条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

- ① 通則として、航空局との通信連絡は、航空機局から行う。このため、航空機局は、航空局の指定運用区域内（注）に入っている場合に限り、その航空局を呼び出すことができる。
注 個々の業務を提供するために運用上必要とされる空間であり、その設備について周波数保護が与えられるものをいう。以下同じ。
- ② 航空機局にあてる通信を有する航空局は、その航空機局が A であり、かつ、その航空局の指定運用区域内にあると認められるときは、その局を呼び出すことができる。
- ③ 航空局は、複数の航空機局から連続して密集した呼出しを受けたときは、それらの航空機局が通信を伝送することができる B を決定する。この決定は、無線通信規則第 4 4 条の優先順位に基づいて行わなければならない。
- ④ 局は、伝送する前に、その伝送が、現に行われている通信に混信を与えないこと及び被呼出局が他局と通信していないことを確保するよう注意しなければならない。
- ⑤ 航空局に対して無線電話呼出しを行ったが、応答を受信しない場合には、その後、その局に対する呼出しを行う前には少なくとも C の間隔を置くものとする。
- ⑥ 航空機局は、呼出しと呼出しの間に D してはならない。

	A	B	C	D
1	通信中	順序	1 分間	搬送波を輻射
2	通信中	時刻	1 0 秒間	試験電波を発射
3	聴守中	順序	1 0 秒間	搬送波を輻射
4	聴守中	時刻	1 分間	試験電波を発射

B－1 次の記述は、無線局の開設、変更及び運用等について述べたものである。電波法（第4条、第17条、第19条、第52条、第76条及び第110条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。ただし、電波法第4条（無線局の開設）第1号から第4号までに掲げる無線局については、この限りでない。
- ② 免許人は、無線局の目的、通信の相手方、通信事項、無線設備の設置場所又は無線設備の変更の工事をしようとするときは、あらかじめ ア なければならない。
- ③ 総務大臣は、免許人が識別信号、電波の型式、周波数、空中線電力又は イ の指定の変更を申請した場合において、混信の除去その他特に必要があると認めるときは、その指定を変更することができる。
- ④ 無線局は、免許状に記載された ウ の範囲を超えて運用してはならない。ただし、次の(1)から(6)までに掲げる通信については、この限りでない。
(1) 遭難通信 (2) 緊急通信 (3) 安全通信 (4) 非常通信 (5) 放送の受信 (6) その他総務省令で定める通信
- ⑤ 総務大臣は、免許人が電波法、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、3月以内の期間を定めて エ を命じ、又は期間を定めて イ 、周波数若しくは空中線電力を制限することができる。
- ⑥ ①による免許がないのに、無線局を開設した者又は④に違反して無線局を運用した者は オ 又は100万円以下の罰金に処する。

- | | |
|--------------------|----------------------|
| 1 総務大臣に届け出 | 2 総務大臣の許可を受け |
| 3 運用許容時間 | 4 運用義務時間 |
| 5 電波の型式、周波数又は空中線電力 | 6 目的又は通信の相手方若しくは通信事項 |
| 7 無線局の運用の停止 | 8 無線設備の使用の停止 |
| 9 2年以下の懲役 | 10 1年以下の懲役 |

B－2 次の記述は、安全通信について述べたものである。無線局運用規則（第94条の2、第96条及び第97条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

なお、同じ記号の 内には同じ字句が入るものとする。

- ① ア を施設している海岸局又は船舶局が安全通報を送信しようとするときは、当該装置を使用して安全通報の告知を行うものとする。
- ② 安全呼出しは、無線電話により、呼出事項の前に「セキュリテ」又は「 イ 」を3回送信して行うものとする。
- ③ 通信可能の範囲内にあるすべての無線局に対し、無線電話により同時に安全通報（ ア による安全通報の告知に引き続いて送信するものを除く。）を送信しようとするときは、無線局運用規則第59条（各局あて同報）第1項の事項の前に「セキュリテ」又は「 イ 」を3回送信して行うものとする。
- ④ ③の安全通報は、 ウ 送信するものとする。ただし、安全通報であって一定の時刻に送信することとなっているものについては、この限りでない。
- ⑤ ③の通報には、通報の エ を附さなければならない。
- ⑥ 海岸局は、船舶局が送信する安全通報を受信した場合であって、必要があると認めるときは、 オ に対してその安全通報を送信しなければならない。

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 デジタル選択呼出装置 | 2 狭帯域直接印刷電信装置 |
| 3 警報 | 4 安全 |
| 5 その通報を入手した直後から | 6 その海岸局又は船舶の責任者の命令により |
| 7 出所及び日時 | 8 重要度及び優先順位 |
| 9 通信可能の範囲内にあるすべての船舶局 | 10 付近を航行中の船舶の船舶局 |

B－3 船舶局の運用に関する次の記述のうち、電波法（第62条）の規定に照らし、この規定に適合するものを**1**、適合しないものを**2**として解答せよ。

- ア** 船舶局の運用は、その船舶の航行中に限る。ただし、受信装置のみを運用するとき、電波法第52条（目的外使用の禁止等）各号に掲げる通信を行うとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。
- イ** 海岸局は、船舶局から自局の運用に妨害を受けたときは、妨害している船舶局に対して、その妨害を除去するために必要な措置を執ることを求めることができる。
- ウ** 船舶局は、他の船舶局と通信を行う場合において、混信の除去その他特に必要があると認めるときは、当該他の船舶局に対して周波数の変更を命ずることができる。
- エ** 船舶局は、海岸局と通信を行う場合において、通信の順序若しくは時刻又は使用電波の型式若しくは周波数について、海岸局から指示を受けたときは、その指示に従わなければならない。
- オ** 船舶局は、海岸局から自局の運用に妨害を受けたときは、妨害している海岸局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができる。

B－4 次の記述は、周波数等の変更の命令について述べたものである。電波法（第71条）及び電波法施行規則（第42条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の**1**から**10**までのうちからそれぞれ一つ選べ。
なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 総務大臣は、 **ア** 必要があるときは、無線局の **イ** に支障を及ぼさない範囲内に限り、当該無線局（登録局を除く。）の **ウ** の指定を変更し、又は登録局の **ウ** 若しくは **エ** の変更を命ずることができる。
- ② ①により **エ** の変更の命令を受けた免許人は、その命令に係る措置を講じたときは、速やかに、その旨を総務大臣に報告しなければならない。
- ③ ②の報告をするときは、措置を講じた無線局の **オ** を記載した文書を添付しなければならない。

- | | |
|-----------------------------|--------------------------|
| 1 電波の規整その他公益上 | 2 混信の除去その他特に |
| 3 目的の遂行 | 4 運用 |
| 5 電波の型式、周波数若しくは空中線電力 | 6 周波数若しくは空中線電力 |
| 7 人工衛星局の無線設備の設置場所 | 8 無線局の無線設備の設置場所 |
| 9 免許番号及び講じた措置の具体的内容 | 10 免許人名及び変更後の設置場所 |

B－5 無線局からの混信の防止に関する次の記述のうち、無線通信規則（第15条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものを**1**、適合しないものを**2**として解答せよ。

- ア** すべての局は、長時間の伝送、無線通信規則に定めのない略語の伝送、過剰な信号の伝送、虚偽の若しくはまぎらわしい信号の伝送又は識別表示のない信号の伝送を行ってはならない（無線通信規則第19条（局の識別）に定める場合を除く。）。
- イ** 送信局は、業務を満足に行うため十分な電力で輻射しなければならない。
- ウ** 混信を避けるために、送信局の無線設備及び、業務の性質上可能な場合には、受信局の無線設備は、特に注意して選定しなければならない。
- エ** 混信を避けるために、不要な方向への輻射及び不要な方向からの受信は、業務の性質上可能な場合には、指向性のアンテナの利点をできる限り利用して、最小にしなければならない。
- オ** 遭難及び安全のための周波数、無線通信規則第31条に定める遭難及び安全に関連する周波数並びに同規則付録第27号に定める安全な飛行と正常な飛行に関連する周波数に対する混信を避けるため、特別の考慮を払わなければならない。